

富樫プロジェクトキャラクター使用に関するガイドライン

野々市市地域政策部地域振興課（令和8年3月1日制定）

【権利の設定の禁止】

富樫プロジェクトキャラクター（以下「キャラクター」という。）に関して、意匠法（昭和34年法律第125号）第6条第1項の規定による意匠登録出願及び商標法（昭和34年法律第127号）第5条第1項の規定による商標登録出願することを禁ずる。

【承認基準】

キャラクターは、次のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

- ・市及びキャラクターの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- ・法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- ・イラストの使用により誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行うとき。
- ・立体物で、その表現が本件商標の立体物と認められないとき。
- ・特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているように誤解させ、又は誤解させるおそれがあるとき。
- ・その他使用が適当でないと市長が認めるとき。

【使用料】

キャラクターの使用料は、無料とする。

【使用承認申請】

キャラクターを商用目的でしようとする者は、あらかじめ、富樫プロジェクトキャラクター使用（新規）申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

【変更承認申請】

使用承認を受けた者は、キャラクターの使用目的、使用方法、使用場所又は使用期間を変更しようとするときは、あらかじめ、富樫プロジェクトキャラクター使用（変更）申請書（別記

様式第 1 号) により市長に申請しなければならない。

【使用中止届出】

使用承認を受けた者が、キャラクターの使用を取りやめる場合は、富樫プロジェクトキャラクター使用中止届出書（別記様式第 2 号）により市長に報告しなければならない。

【使用上の遵守事項】

キャラクターの使用にあたって、使用者は下記の事項を遵守しなければならない。

- ・デザインは、原則としてデザインガイド（別記資料 1）に準じたものとし、キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- ・使用承認を受けた使用目的及び使用方法以外に使用しないこと。
- ・キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ・キャラクターを使用する物件を市長に提出すること。

（提出が困難な物については、その写真等の提出により代えることができる。）

- ・クレジット表記を行うこと。（表記すべきクレジット：©姫川恵梨）
- ・キャラクターの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、キャラクターを使用する者の責任において解決しなければならない。

【違反等に対する取扱い】

キャラクターを使用する者がこのガイドラインの規定に違反したときは、市長は当該使用承認を取り消すものとする。この場合において、使用承認を取り消された者は、直ちにキャラクターの使用を取り止めなければならない。

また、使用承認の取消し及び使用停止により使用者又は第三者に損害が生じたとしても、原作者及び市に賠償等の責任を追及することはできない。

【その他】

このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

野々市市長 宛

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

富樫プロジェクトキャラクター使用（新規・変更）申請書

次のとおりキャラクターを使用したいので申請します。

申 請 区 分	新 規 ・ 変 更		
使 用 目 的			
使 用 方 法			
使 用 場 所	※商品に表示する場合は販売場所を記載		
使 用 期 間			
使 用 数	※商品の生産予定数などを記載		
責 任 者 氏 名		責任者連絡先	

【添付書類】キャラクターの用途がわかるもの（デザイン案、企画書等）

承認番号 第 号

年 月 日

キャラクター使用申請について、下記使用条件を付して承認します。

- 使用条件 1 キャラクターの使用については申請内容のとおりとすること
使用条件 2 富樫プロジェクトキャラクター使用に関するガイドラインを遵守すること

野々市市長

年 月 日

野々市市長 宛

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

富樫プロジェクトキャラクター使用中止届出書

次のとおりキャラクターの使用を中止したいので申請します。

中 止 す る 案 件	承認番号 第 号
中 止 時 期	年 月 日

(事務担当課受付印)

(別記資料 1)

富樫プロジェクトキャラクターデザインガイド

◇このマニュアルは、富樫氏の知名度と好感度を高め、市の商工業活性化につながるようにするため、富樫プロジェクトキャラクター（富樫家通、稲荷の白きつね）の商用使用基準を定めたものです。皆様方の積極的なご活用をお願い申し上げます。

◇このガイドは基本方針です。下記事項についてご了承ください。

- ・ガイド記載の方法以外の使用方法が認められる場合（立体物作成など）がありますのでご相談ください。
- ・ガイドどおりに作成した場合でも、原作者または市が不適切であると判断した場合は使用が承認されません。

1 【基本図案】 …使用できるのは下記の基本図案のみとします。

基本図案 1 富樫家通 A	基本図案 2 富樫家通 B	基本図案 3 稲荷の白きつね
		 ※ 1 体のみの使用も可能とします。

2 【クレジットの表記】 …必ず表記してください。（表記すべきクレジット：©姫川恵梨）

3 【キャラクター名称の表記】 …下記の名称ロゴを使用してください。

ロゴ A-1	ロゴ A-2	ロゴ B-1	ロゴ B-2
			

※基本図案 3 単体で使用する場合は「野々市・稲荷の白きつね」と明記してください。（指定のロゴ等はありません）

4 【禁止行為】…キャラクターのイメージを損なうおそれがあるため以下の行為は禁止します。

- ・基本図案を不必要に変更すること

(認められない例)

縦横比率の変更・反転	色調の変更	顔の一部が欠ける
		 ※表示（商品名など）が重なり顔の一部が欠ける場合も認められません。

(認められる例)

使用方法による変化（白黒印刷など）	商品名の表示が重なる（顔が欠けない場合）	パッケージに納めるためのトリミング（顔が欠けない場合）
	 銘菓 ○ ○ ○ ○	

- ・キャラクターの性質が変化する可能性がある表現（セリフをつける、設定の追加や改変、ストーリーを伴う使用など）
- ・特定の企業や団体のキャラクターと誤認させる表現（社名とイラストを重ねるなど）
- ・立体物で、当該キャラクターと認められない造形とすること（立体物の作成にあたっては、申請時に形状等が分かるサンプル・設計図面等を必ず添付すること）